

令和2年5月29日

学生及び保護者 様

九州女子大学
九州女子短期大学

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置（授業料給付）の実施について

九州女子大学・九州女子短期大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した学生の修学機会を確保するため、以下のとおり、**本学独自の授業料（半額）給付の特別措置を実施**いたします。

1. 対象

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変した世帯の学生

- ①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を提出し、令和2年の所得見込みが給与所得者は841万円、給与所得者以外は355万円以下である場合
- ②新型コロナウイルス感染症後の所得が、前年の所得と比較し2分の1以下であり、令和2年の所得見込みが給与所得者は841万円、給与所得者以外は355万円以下である場合

※申請書等詳細は、現在協議しておりますので、ホームページの再掲載までお待ちください。(6月中旬予定)

2. 措置内容

授業料の半額給付

3. 申請方法

申請希望者は、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料給付申請書」を必要書類とともに提出してください。

4. 提出書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料給付申請書
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の所得を確認するに必要な書類（給与明細等）
- (3) 収入の減少を証明する書類 ※詳細は、キャリア支援課にお問い合わせください。

《この件に関するお問い合わせ先》

九州女子大学・九州女子短期大学 キャリア支援課 TEL 093-693-3118